

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書を不開示とした決定を取り消し、改めて対象文書を特定した上で、開示決定等を行うべきである。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成15年12月9日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「有名無実の条例等に基づく監督官庁の行政の現状を踏まえれば、人命が危険である竹原市道の通行（道路管理者において、自動車交通不能と判定されている）を回避するために私費で建設する橋の申請を広島県が不許可とする公正妥当な根拠は全くないはずである。H15.10.21付け反論書にも記載しているが、上記のとおり、広島県が公正妥当な根拠とする法令等を記述している文書」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、平成15年9月12日付け広島県東広島地域事務所長の弁明書（広島県が公正妥当な根拠とする法令等を記載している文書）（以下「本件対象文書」という。）について、条例第10条第6号に該当するとして、行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年12月24日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月5日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1)平成15年12月24日付け東広建竹第282号による行政文書不開示決定通知書は、広島県土木建築部河川砂防総室砂防室（以下「砂防室」という。）が、開示請求書の記述内容を見做す方法で、広島県東広島地域事務所建設局竹原支局（以下「竹原支局」という。）に開示請求書を回付し、砂防室が本来所有している公正妥当な根拠とする法令等を記載している文書の隠匿を図ったものであり、不適法な処分である。

- (2) 上記のとおり、砂防室は開示請求書への記述内容を無視し、開示請求人が提起した審査請求書を通じて利害関係にある竹原支局（審査請求における処分庁）へ開示請求書を回付し、開示請求人が砂防室（審査請求における審査庁）に提出した開示請求書に対する開示結果の法的中立性を侵害したものである。
- (3) したがって、竹原支局からの行政文書不開示決定通知書は、砂防室の裁量権の濫用に基づく違法な処分であり、かつ、開示請求書の回付行為は、広島県の全体が組織的に裁量権の濫用を肯定して、情報公開条例の趣旨を踏みにじる行為（行政処分）を常例化している現実が顕著に表れているものであり、当該不適法な処分に対して不服を申し立てるものである。
- (4) 砂防室及び竹原支局の関係者は、平成15年5月27日と平成15年6月3日に砂防室において、少なくとも2回の協議を行い、また、平成15年9月10日には、広島県法務グループの担当主任を交えても協議していることが把握されている。このことは、開示請求の対象とした「公正妥当な根拠とする法令等を記述している文書」の存在を裏付けるものであり、また、公正妥当な根拠がどの法令等によるものかを判断することが、当該協議における最低限の目的であったと解釈するのが常識である。
- (5) 国土交通大臣は、平成18年8月22日付け国河政第225号の裁決書をもって、広島県が行った違法な処分である「平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号による不許可処分」を取り消す旨の裁決を行った。なお、不許可処分の理由として公文書に明記されたのは、「近くに橋があり、進入路もあることから橋の設置については、必要不可欠性が認められない。単に利便性が向上するなどの理由では、許可できない。」というものである。畢竟、開示でき得るだけの法令等がないことから、不開示決定を強行したのものとも考えられるが、適法か否かは別の問題として、広島県なりに考えた法令等がまったく存在しなかったとも思われないため、広島県が考えた当該法令等を適正に開示するよう要求する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由については、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件異議申立てに至る経緯

異議申立人が開示請求書において言及する「不許可」とは、砂防指定地内制限行為・砂防設備占用許可申請（以下「許可申請」という。）に対し、東広島地域事務所長が平成15年7月7日付けで行った不許可処分を指すものと推測される。

この不許可処分に対して、行政不服審査法による審査請求が広島県知事宛てに平成15年7月15日付けで提起されている。

「弁明書」は、この審査過程において、処分庁が審査庁からの要求により提出したものである。

##### 2 本件処分について

開示請求のあった、許可申請の不許可処分について、「広島県が公正妥当な根拠とする法令等を記述している文書」としては、不許可となった理由を記述している平成15年9月12日付けの「弁明書」のほかには存在しないため、当該弁明書を特定し、本件

処分時には、当該弁明書に係る審査請求の審理中であったため、条例第10条第6号の規定に該当するとして不開示とした。

### 3 本件処分の担当部署について

本件異議申立ての趣旨は、砂防室が保有する文書を開示するよう要求するものであるが、本件開示請求書には砂防室が保有する文書に限る等、部署の特定はなされておらず、本件対象文書として特定された上記2の文書は竹原支局が作成したため、当該部署が担当部署として本件処分がなされたものである。

なお、開示請求時においては、異議申立人が開示請求の前提とする、東広島地域事務所長が平成15年7月7日付けで行った不許可処分の審査請求の審理中であり、審査庁（広島県知事）として審査を担当していた砂防室は、当該不許可処分についての判断を行っていなかったため、砂防室に該当する文書は存在しなかった。

以上のことから、条例第7条第2項の規定により行政文書不開示決定をした本件処分は妥当である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象文書について

本件請求は、「有名無実の条例等に基づく監督官庁の行政の現状を踏まえれば、人命が危険である竹原市道の通行（道路管理者において、自動車交通不能と判定されている）を回避するために私費で建設する橋の申請を広島県が不許可とする公正妥当な根拠は全くないはずである。H15.10.21付け反論書にも記載しているが、上記のとおり、広島県が公正妥当な根拠とする法令等を記述している文書」の開示を求めたものである。

これに対し、実施機関は本件対象文書を特定したが、本件対象文書は「行政不服審査法に基づく審査請求に対する弁明書として作成されたものであり、本件審査請求は審査庁で裁決されていない審理中のものであるため、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため」、条例第10条第6号に該当するとして不開示としたものである。

### 2 本件処分の妥当性について

実施機関は「広島県が公正妥当な根拠とする法令等を記述している文書」としては、不許可となった理由を記述している平成15年9月12日付けの「弁明書」のほかには存在しないため、当該弁明書を特定したと説明する。

これに対し、異議申立人は「開示請求書の記述内容を見れば」と主張している。また、「開示でき得るだけの法令等がないことから、不開示決定を強行したものとも考えられる」と主張している。

当審査会において確認したところ、行政文書開示請求（申出）書の「行政文書の件名又は内容」で「H15.10.21付け反論書にも記載している」と述べられているとおり、異議申立人は本件対象文書である弁明書の副本の送付を受け、これに対する反論書を提出した後に、本件請求を行っていることが認められる。

そうすると、行政文書開示請求（申出）書の「行政文書の件名又は内容」の記載内

容からして、本件対象文書は請求対象に含まれないことは明らかなと考えられるので、本件対象文書を「広島県が公正妥当な根拠とする法令等を記述している文書」として特定した実施機関の判断は誤りである。

したがって、実施機関は本件処分を取り消し、改めて対象文書を特定した上で、開示可否の判断を行うべきである。

### **3 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日                         | 処 理 内 容  |
|-------------------------------|--|
| 16. 2. 24                     | ・ 諮問を受けた。                                      |
| 17. 11. 30                    | ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。                          |
| 19. 2. 1                      | ・ 実施機関から理由説明書を収受した。                            |
| 19. 2. 19                     | ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。<br>・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。 |
| 19. 5. 1                      | ・ 異議申立人から意見書を収受した。                             |
| 19. 5. 2                      | ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。                            |
| 25. 2. 21<br>(平成 24 年度第 11 回) | ・ 諮問の審議を行った。                                   |
| 25. 4. 18<br>(平成 25 年度第 1 回)  | ・ 諮問の審議を行った。                                   |

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 荒 井 秀 則              | 弁護士       |
| 中 坂 恵美子              | 広島大学大学院教授 |
| 横 藤 田 誠<br>（ 部 会 長 ） | 広島大学大学院教授 |